

川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

川崎市人事委員会規則第 1 0 号

川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する
規則

川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成 16 年川崎市人事委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 条第 4 項及び」を削る。

第 6 条及び第 7 条を削り、第 8 条を第 6 条とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。